

大和高田市立病院 ESCO 事業
提案審査要領

令和4年10月7日

(大和高田市)

大和高田市立病院 ESCO 事業提案審査要領

大和高田市立病院に係る ESCO 提案の審査は、「大和高田市立病院 ESCO 事業者選定プロポーザル審査委員会」において、下記の要領に基づいて行う。

1. 提案書の募集から ESCO 事業者選定に至る過程

- ① 募集要項の公告
- ② 質問受付
- ③ 質問の回答
- ④ 参加表明書及び資格確認書類の受付、資格要件の確認
- ⑤ 提案要請書の送付
- ⑥ 現場ウォークスルー調査及び質問の受付
- ⑦ 質問の回答
- ⑧ 提案書の受付
- ⑨ 本選考
- ⑩ 最優秀及び優秀提案の選出、結果の通知と公表

2. ESCO 提案の審査及び選定

(1) 応募資格の確認

「大和高田市立病院 ESCO 事業提案募集要項」に記載の応募条件に従い、参加表明した応募者の応募者資格要件の確認を行う。

(2) 選考方法の決定

応募者資格要件を満たした応募者に対し、選考を行う。

(3) 提案要請

応募資格要件の確認の結果、条件を満たす応募者に対し ESCO 提案書の提出を文書で要請する。この際、前項で決定した選考方法並びに提案時の要求書類について通知する。

また、応募資格要件を満たさない応募者に対し、失格の理由を添えて文書で通知する。

(4) 審査及び選定

選考過程を経て提案の中から最も適格とされる最優秀提案を 1 件、及び順位を付してその他数件の優秀提案を選定する。

審査結果は、文書で通知する。

また、選定された提案の概要を含む審査結果については、当院のホームページな

どを通じて公表する。(ただし、評価点を除く。)

審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

(5) 優先交渉権者

審査の結果、最優秀提案者を ESCO 事業契約に向けての優先交渉権者とする。
また、優秀提案者を次選交渉権者とする。

3. 提案書の審査

「企業概要」、「環境面」、「経済面」、「技術検討」、「事業運営」などから、総合的に ESCO 提案書の審査を行う。

(1) 審査の方法

応募者からの提案書類をもとに、提案内容の実行能力を次の選考過程により審査する。

(2) 選考

①一次審査〔書類審査〕

提案者が多数の場合、提出された提案書類をもとに「一次審査評価項目[別表1]」の評価項目に基づき採点し、得点の高い順に3者以内を二次審査の参加者とする。

②二次審査〔書類審査〕 + 〔プレゼンテーション〕

二次審査参加者によるプレゼンテーションを行い、ヒアリングを実施し、「二次審査評価項目[別表2]」の評価項目に基づき審査を行い、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

4. 失格の規定

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 期限までに書類が提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 提案募集要項に違反すると認められる場合